

随意契約理由書

契約の相手方	株式会社 HOURYU
工 事 名	鎌ヶ谷川改修工事
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当
随意契約の理由 <p>本工事は、鎌ヶ谷川において河川整備目標流量を確保するため、河川断面の拡幅を行うものである。施工にあたっては、次出水期（6月）までに、鎌ヶ谷川の目標流量を一定量向上させる必要があり、そのためには、可能な限り早期に着工する必要がある。</p> <p>本工事は、水道局配水課発注の「北（有野町唐櫃）配水管取替工事」及び建設局下水道部管路課発注の「鎌ヶ谷川改修に伴う污水管移設工事」との合併入札工事であり、事後審査型制限付一般競争入札に付したが、応札者なしのため、令和2年10月23日に入札中止となった。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当するため、上記業者と本工事の随意契約を行い、早期着手する。</p> <p>なお、業者選定にあたっては、建設協力会や神戸市内の施工業者等に打診したところ、いずれも技術者配置が困難等の理由により不調となった。</p> <p>そこで、北区管内で河川改修工事の施工実績があり、当事務所管内の河川における現場条件等を熟知している上記業者に打診したところ、協議が整ったことから、本業者を選定した。上記業者に本工事の随意契約を行う。</p>	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	建設局北建設事務所 (電話番号:981-5191)